

# 経済的全損における代車期間

弁護士 北村 幸裕

## 1 はじめに

交通事故によって車両が損壊した場合、被害者は、加害者に対し、民法709条等に基づいて、当該車両の損壊に伴う損害を請求することができる。この場合に請求できる金額は、本来、車両の修理費用相当額であるが、修理費用が、事故時点の車両時価額に買換諸費用を加えた金額を上回る場合には、車両時価額と買換諸費用の合計額しか請求できない。この場合を経済的全損という。

一方、車両が損壊した場合、被害者にとって事故車両の使用が必要で、かつ実際に代車を使用した場合には、当該代車の費用が損害として請求できるとされている。この代車費用が損害として認められる期間について、経済的全損の場合には、車両の買換えに要するための期間のうち相当な期間に限るとされている。

この期間は、諸般の事情を考慮して認定されるものであり、一般的には、経済的全損であることが判明するまでの期間、経済的全損であることが判明した後に実際に買い換えるか修理するかを検討する期間、買換えをする場合に、買換え自体に要する期間といった事情だけでなく、加害者側（保険会社含む。）との交渉期間等の事情も考慮されている。

近時、経済的全損の通知がなされた後に認定される買換相当期間を認定するために参考となる下級審判決が出た。当該判決は、交通事故の損害として認定されるべき代車の使用期間につき争いが生じることが多い現状において、保険会社及び被害者いずれに対しても、取るべき指針を明らかにしているという点で、重要な判決であると思料する。

本稿は、当該判決を紹介し、私見を述べることによって、上記争いを減らす一助となることを目的とするものである。

なお、以下の判決の争点は多岐にわたっているが、本稿では、主題である買換相当期間の部分に限ることとした。また、当事者の表記については、わかりやすいように判決の記載を適宜修正した。

## 2 事案の概要（名古屋地判平成31年4月17日自保ジャーナル2051号106頁）

本件は、原告の運転する自動車と被告の運転する自動車とが交差点において出合い頭に衝突したという交通事故（以下、「本件事故」という。）である。

原告運転車両（以下、「本件車両」という。）は、ユニックキャリアカーといういわゆる積載車であり、本件事故によって損壊したため、原告は、本件事故日の翌日である平成27年8月21日から平成28年2月18日までの間代車を使用し、その期間に要した代車費用全額を被告に対して請求した。

これに対し被告は、本件車両は経済的全損に該当するところ、当該事実は平成27年11月11日には判明していること、原告は車両を一部修理して利用するに就いており買い換えていないことから、本件事故と相当因果関係があるのは同日までと主張して、本件事故の損害として認められる代車使用期間を争った。

## 3 裁判所における事実認定

本件において、裁判所が代車使用期間を判断する前提として認定した事実関係は以下のとおりであった。

- ① 平成27年8月21日、原告が代車を使用開始。
- ② 同日、本件車両が修理業者に入庫。修理業者による見積もりが困難であったため、同業者は、本件車両をディーラーに運んで見積もりを依頼。
- ③ 同年11月11日、被告保険会社のアジャスターは、本件車両の修理費用が合計600万円程度になるのではないかと報告を受けた。
- ④ 同月13日、被告保険会社の担当者は、上記アジャスターから本件車両が経済的全損となる可能性があることの報告を受けたことから、同日、原告保険会社の担当者に対し、本件車両が全損の可能性が高いこと、本件車両の市場価格は装備により大幅に変わるため、購入金額が分かる資料があれば送付してほしい旨を連絡した。
- ⑤ 同年12月21日、被告保険会社の担当者が、原告に対し、本件車両が全損となる可能性が高く、本件車両の時価額算定のため、購入価格等の資料を提出してほしい旨を申し入れた。これに対し、原告は、本件車両が全損なのであれば代替車を探す必要があるが、本件車両の時価額がいくらであるか根拠をもって示してもらわないとどうしようもない、修理費用も現状いくらになるか分からないが、近日中に見積りが出る予定なので、示談交渉はそれからにしてほしい旨を述べた。

- ⑥ 同月24日、被告保険会社は、本件車両の修理見積書(約600万円)を受領した。
- ⑦ 同月28日、被告保険会社の担当者が、原告に対し、被告保険会社としては、本件車両は全損であり、その時価額は300万円と判断していること、代車の使用が長期に及んでいることから、いつまでも使用を認めることはできない旨を申し入れた。
- ⑧ 平成28年1月6日、被告保険会社の担当者は、原告に対し、本件車両は全損であって時価額300万円と判断している旨を再度伝え、代車について同月中に返却してほしい旨を申し入れた。
- ⑨ その後も、被告保険会社の担当者は、原告に対して代車の返却を繰り返し申し入れ、原告は、平成28年2月18日、代車を返却した。
- ⑩ 原告は、その後、本件車両を買い換えることはせず、その一部を修理して使用し続けている。

#### 4 裁判所の判断

裁判所は、上記事実認定を前提に、代車費用に関して、概ね以下のような判断を行った。

被告は、平成27年11月11日には本件車両が経済的全損であることが判明していたことから相当な使用期間は同日までである旨主張しているが、同日時点で明らかになっていたのは修理額の見込みに過ぎず、この時点で本件車両の修理見積額が確定していたとは認められない上、被告保険会社においても、その時点では本件車両の時価額を算定できていなかったのだから、同日ないし同月13日の時点では、本件車両が経済的全損であることは確定していなかったというべきである。

そして、被告保険会社が平成27年12月24日に本件車両の確定した修理見積額がわかる見積書を受領し、これを前提に、被告保険会社の担当者が同月28日に、原告に対して本件車両の時価額は300万円であって本件車両は経済的全損になっている旨を改めて伝えたとの経過に照らすと、本件において、原告と被告の任意保険会社との間で本件車両が経済的全損であることが確定したのは、被告保険会社の担当者が上記の報告をした同月28日の時点と認めるのが相当である。

もっとも、原告において、本件車両が経済的全損であると確定した時点で直ちに、本件車両を買い換えるのか、それとも、必要な限度で修理して使用し続けるのかを判断するのは困難であることから、かかる検討を行うための相当期間については代車を使う必要性がなお認められるというべきである。

しかし、被告保険会社の担当者は、平成27年11月13日に原告保険会社の担当者に対して本件車両が経済的全損となる可能性のあることを伝え、同年12月21日には、原告に対して経済的全損の可能性が高いことを伝えていたのであるから、原告においても、本件車両が経済的全損であると確定した場合に備え、買い換えるか修理するかの検討を予めしておくべきであったといわざるを得ない。

これを踏まえると、原告において本件車両を買い換えるか修理するかを決すべき相当期間としては、平成27年12月28日から被告保険会社の担当者が原告に対して本件代車の返却を申入れた平成28年1月6日までと認めるのが相当である。

以上によれば、本件における代車の相当な使用期間は、平成27年8月21日から平成28年1月6日までと認められる。

#### 5 判決内容の分析と私見

(1) 上記判決では、経済的全損であることが確定したと評価できるのは、①修理費用と時価額が判明し、それを被害者に通知した時点であるとしている。

ここで、修理費用と時価額がどの程度まで明らかになる必要があるか、その程度は判決上判然としなが、少なくとも時価額は定まっていなければならないであろう。その上で、被害者に通知する必要があることを示している。

(2) 次に、経済的全損の通知を受けた場合、通常であれば、その時点から買い換えるか修理するかを検討すべきであるが、本件のように、②経済的全損であることが確定する前からその可能性が示唆されていた場合は、被害者において、あらかじめ買い換えるか修理するかを検討しておくべきであったと判断した。

当該判断は、被害者の損害軽減義務の一態様として要求されるものであるが、経済的全損の可能性が認められたのであれば、検討すること自体容易であることからすると、妥当な判断であると思料する。

(3) そして、上記①及び②の事情に加え、③加害者側の保険会社が代車の返還を具体的に求めたという事情を考慮して、代車の使用期間を認定した。つまり、代車の使用期間の終期を認定するためには、加害者側からの返還要求という事実も重要な要素であるとしている。代車の返還を積極的に求めない以上、加害者側は代車の使用を黙認しているという評価も可能であり、当該事実の考慮も妥当であると考

えられる。

## 6 実務上の対応について

加害者側の保険会社としては、事故の損害として認められる代車の使用期間を短縮させたいという意向があるのが一般的である。

そのため、上記判決内容を前提とすれば、加害者側の保険会社としては、経済的全損の可能性があれば、そのことをできる限り早く被害者に伝えておき、被害者に買換えか修理かの検討を早く始めてもらわなければならないといえる。そして、時価額を早期に確定させ、修理費用よりも低額であることを示しつつ、経済的全損にあたることを被害者に明確に通知する必要がある。

また、代車の使用については、保険会社としては返還期限を明示して返還を求めべきである。

一方、被害者の立場からすると、損害軽減義務の一態様として、経済的全損の可能性が認められた時点で、買換えか修理かを早い段階で検討しておかなければならない。そして、経済的全損の通知を受けた時点で、早急に買換えか修理かを確定させ、その旨手配をしなければならず、この手配が遅れるとその分の代車費用は自己負担となりかねないこととなる。

### 参考文献

- ・ 來司直美『代車使用の認められる相当期間』公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「交通事故による損害賠償の諸問題Ⅲ損害賠償に関する講演録」208頁(2003年)
- ・ 公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」2019年版(上巻)
- ・ 公益財団法人日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—」26訂版(2018年)
- ・ 園部厚『交通事故物的損害の認定の実際(改訂版)』(株式会社青林書院、2015年)